

役員・評議員及び評議員選任解任委員の報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑明会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員は、無報酬とする。

(日 当)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会、四半期毎の監事監査又は評議員選任・解任委員会等に出席したときは、その日当を支給する。

2 日当は、社会福祉法人緑明会出張旅費規程の出張旅費支給区分表に準じて、以下の通り支給する。

区 分	日 額
理 事	10,000円
監 事	10,000円
評議員	10,000円
評議員選任・解任委員	10,000円

3 同時に複数の会議等の招集に応じたときは、主たる会議等の日当のみを支給する。

4 役員及び評議員が職務のため、市の区域外に旅行した時は、社会福祉法人緑明会旅費規程により支給する。

附 則

この規程は、平成29年3月3日から施行する。